

令和 2 年 5 月 1 2 日
出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための特別永住許可申請の受付期間の延長について

新型コロナウイルス感染症に係る現下の情勢に鑑み、特別永住許可申請に係る取扱いについて、以下のとおりお知らせします。

- 特別永住者の子として本邦で出生し、引き続き本邦に在留する方であって、3月、4月、5月、6月又は7月中に出生日から60日を経過した方については、出生日の61日目から3か月後まで市町村において特別永住許可申請を受け付けます。

〈対象となる申請〉

- 特別永住許可申請（入管特例法4条第1項及び第2項）

感染拡大防止の観点から、お急ぎでない方は来庁をお控えください。

新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちらに掲載しています →

（法務省ホームページ）

